

埼玉県産業振興公社 商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下「公社」という。)は、県内の商工会議所、商工会、市町村その他特に公社が適当と認める団体が行う県内中小企業向けの海外販路開拓支援及び県内中小企業者が複数で協力して取組む海外販路開拓に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 商工会議所とは、商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所をいう。

(3) 商工会とは、商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会をいう。

(4) 市町村とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市町村をいう。

(5) その他公社が特に適当と認める団体とは、次のア又はイを満たし、かつウ～オを満たす団体とする。

ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく組合であること(ただし、信用組合は除く)。

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく業界団体であること。

ウ 意思決定、執行及び代表機能が確立していること。

エ 独立した経理の機能が確立していること。

オ 県内に主たる事務所を置く企業を相当数会員としていること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内に事業所を有する中小企業者の海外販路開拓を支援する県内の商工会議所、商工会、市町村及びその他公社が特に適当と認める団体

(2) 共同で海外販路開拓に取り組む2者以上の県内に事業所を有する中小企業者のうち、海外販路開拓の取組を代表する中小企業者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、県内中小企業者の海外販路開拓を目的として、補助対象者が日本国外において実施する海外展示会出展事業、海外商談会開催事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

- (1) 交付決定以前の取組に要した経費
- (2) 国又は埼玉県の他の補助制度の交付対象となる経費
- (3) 消費税

(補助率)

第6条 補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で理事長が定める額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書及び別に定める必要書類を公社に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。
- 3 補助対象者は、交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 理事長は、補助金の交付を決定したときは、申請した者に対して、速やかに様式第2号による交付決定通知書を交付するものとする。

- 2 公社は、交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 公社は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行う。

(計画の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、様式第3号による事業計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の変更
 - (2) 参加企業の増減・変更
- 2 理事長は、前項の規定による変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められたときは、様式第4号による事業計画変更承認書を補助事業者へ通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、あらかじめ様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を休止しようとする場合
- (2) 補助事業を廃止しようとする場合

2 理事長は、前項の規定による事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、様式第6号による事業中止（廃止）承認書を補助事業者に通知する。

(交付決定の取消)

第11条 理事長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第7号による交付決定取消通知書を補助事業者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請及び報告を行った場合
- (2) その他、この要綱の規定に違反した場合

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第8号による実績報告書に必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けた時を含む。）した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めた場合は、予算の範囲内において補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書を補助事業者に交付する。

(補助金の支払い)

第14条 補助金の支払いを受けようとする補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して5日以内に、様式第10号による補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(調査の受諾)

第15条 補助事業の適正を期すために、補助金の交付を受けた者は、補助事業終了後5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じることを受諾するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は取引振興部長

が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象経費

項目	内訳	備考
(1) 海外展示会出展費	ア 出展料 イ 展示備品・装飾費 ウ 展示関係物品輸送費 エ 企業の資料翻訳・印刷費 オ 現地通訳費（滞在中に職員が使う通訳も含む） カ コンサルティング費 キ その他支援に必要と認められる経費	「カ コンサルティング費」については、本海外展示会出展の取組に対する助言・補助を目的とする業務の費用に限定すること。 「キ その他支援に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。
(2) 海外商談会開催費	ア 会場借上費 イ 現地企業マッチング経費 ウ 商談会関係物品輸送費 エ 企業の資料翻訳・印刷費 オ 現地通訳費（滞在中に職員が使う通訳も含む） カ コンサルティング費 キ その他支援に必要と認められる経費	「カ コンサルティング費」については、本商談会の取組に対する助言・補助を目的とする業務の費用に限定すること。 「キ その他支援に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。
(3) 補助対象者職員渡航費・移動費 (中小企業者は除く)	ア 航空運賃 イ 宿泊費 ウ 現地交通費 エ その他必要と認められる経費	「ア 航空運賃」については、エコノミークラス料金分を上限とすること。 「イ 宿泊費」については、1泊当たり18,800円を上限とすること。 「ウ 現地交通費」については、補助事業の実施場所を目的地もしくは起点地として移動する場合のみの費用とすること。 「エ その他支援に必要と認められる経費」については、事前に対象経費に該当するかを公社に確認すること。

様式第1号

令和元年度埼玉県産業振興公社

商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

所在地

名称

代表者 職氏名

印

埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金については、同要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 海外販路開拓支援事業計画・実施状況
- (2) 事業実施主体の定款、規約、決算報告書、名簿等
- (3) 参加予定企業の会社案内
- (4) 第2条第5号に規定する「その他公社が特に適当と認める団体」については、その要件を満たすことを証明する書類

海外販路開拓支援事業計画・実施状況

1 申請者の概要

事業実施主体の 名称			
代表者職・氏名			
事業実施主体の 所在地			
担当者 及び連絡先	職・氏名： 電話番号： E-メール：		
事業内容及び時期	※実施スケジュールを時系列に沿って具体的に記入してください。		
参加企業 (予定を含む)	企業名	住所	事業内容
過去の海外展開事業の 取組状況	※過去に海外展開事業を実施している場合は、時期・内容・成果等を記載してください。		
国もしくは県からの 過去の海外支援補助金	※過去に国または県より海外支援に関する補助金を受領している場合は、時期・補助内容・金額を記載ください。		

2 本事業計画等の概要

(1) 本事業の目的
(2) 本事業の推進体制・人員
(3) 本事業実施後に想定される効果（海外展開の進展等）
(4) 本事業活動の実施状況 ※既に活動を開始している場合は記載してください。
(5) 参加企業の選定理由
(6) 参加企業の本事業実施の目的 ※企業に聴取の上、記載してください。
(7) 参加企業の海外展開取組状況 ※企業に聴取の上、記載してください。

3 取得に要する経費内訳

(単位：円)

	支出科目 (経費区分)	補助事業に 要する経費	補助対象経費
支出済 経費			
	小 計		
支出予定 経費			
	小 計		
	合 計		

様式第2号

埼玉振第 号
令和 年 月 日

令和元年度埼玉県産業振興公社

商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金については、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条件

- (1) 補助事業が当該年度度2月末までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、すみやかに書面によりその旨を理事長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (3) 埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号

事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

所在地
名称
代表者

印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定を受けた埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業については、下記のとおり変更したいので、同要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

様式第4号

埼産振第 号
令和 年 月 日

事業計画変更承認書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

令和 年 月 日付けで変更申請のあった埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携
海外販路開拓支援事業補助金に係る補助事業の内容の変更については、同補助金交付要綱第
9条の規定により、申請のとおり変更を承認します。

様式第5号

事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

所在地
名称
代表者

印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定を受けた埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業については、下記のとおり補助金の交付を辞退したいので、同要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1. 辞退理由

2. 今後の見通し

様式第6号

埼玉振第 号
令和 年 月 日

事業中止（廃止）承認書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

令和 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金に係る補助事業については、同補助金交付要綱第10条の規定により、申請のとおり中止（廃止）を承認します。

様式第7号

埼産振第 号
令和 年 月 日

交付決定取消通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金の交付決定をした埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業については下記の理由のとおり、同要綱第11条の規定により交付決定を取り消したので通知します。

記

交付決定取消事由

様式第8号

令和元年度埼玉県産業振興公社

商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

所在地
名称
代表者 印

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金交付決定を受けた埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業が完了したので、同要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業内容	
実施日	年 月 日
交付申請額	

1 補助事業の経過

(1) 補助事業の担当者

氏名

職名

所属

(2) 実施場所

(3) 補助事業の期間

開始 令和 年 月 日

終了 令和 年 月 日

(4) 補助事業の実績

2 補助事業の成果

(1) 補助事業の成果

(2) 今後の課題

別紙2

1 支払明細表

(単位：円)

支出科目 (経費区分)	補助事業に 要する経費	補助対象経費
合計		

2 添付書類

- ・事業に要した経費の支出を証する書類の写し

令和元年度埼玉県産業振興公社
商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金の
額の確定通知書

様

公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

令和 年 月 日付けで提出のあった埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金実績報告書を検査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、同要綱第13条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額	
減額理由 (減額した場合のみ)	

補助金交付請求書

金 円也

令和 年 月 日付け埼産振第 号により補助金額の確定を受けた埼玉県産業振興公社商工団体等・企業連携海外販路開拓支援事業補助金について、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

(あて先)
公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

所在地
名 称
代表者 印

(振込先)

金融機関	
口座種別	
口座番号	
ふりがな 口座名義	